

議案第 89号

鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年 2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後

(知事、副知事及び出納長の給与の額の特例)

第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における知事、副知事及び出納長(以下「知事等」という。)の給料月額は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第 号。以下「知事等給与条例」という。)第2条第2項の規定にかかわらず、知事等給与条例別表第1の右欄に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の右欄に定める額とする。

2 特例期間における知事等の期末手当の額は、知事等給与条例第2条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

改 正 前

(知事、副知事及び出納長の給与の額の特例)

第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における知事、副知事及び出納長(以下「知事等」という。)の給料月額は、特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号。以下「特別職給与条例」という。)第3条第2項の規定にかかわらず、特別職給与条例別表の右欄に定める額から当該額に100分の7を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の右欄に定める額とする。

2 特例期間における知事等の期末手当の額は、特別職給与条例第3条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の7を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(常勤の監査委員の給与の額の特例)

第3条 特例期間における常勤の監査委員の給料月額は、知事等給与条例第2条第2項の規定にかかわらず、知事等給与条例別表第1の右欄に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の右欄に定める額とする。

2 特例期間における常勤の監査委員の期末手当の額は、知事等給与条例第2条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(病院事業の管理者の給与の額の特例)

第4条 特例期間における病院事業の管理者の給与(退職手当を

(常勤の監査委員の給与の額の特例)

第3条 特例期間における常勤の監査委員の給料月額は、特別職給与条例第3条第2項の規定にかかわらず、特別職給与条例別表の右欄に定める額から当該額に100分の6を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表の右欄に定める額とする。

2 特例期間における常勤の監査委員の期末手当の額は、特別職給与条例第3条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の6を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(病院事業の管理者の給与の額の特例)

第4条 特例期間における病院事業の管理者の給与(退職手当を

除く。以下この項において同じ。)の額は、知事等給与条例第3条の規定にかかわらず、第7条の規定により職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「職員給与条例」という。)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の適用を受ける者のうちその職務の級が9級であるもの(以下「9級職務者」という。)に特例期間において支給することとされる給与の額の例により知事が定める。

2 略

(委員会の委員等の報酬の額の特例)

第5条 特例期間における知事等給与条例別表第1の左欄に掲げる者(知事等、常勤の監査委員、専門委員、附属機関(鳥取県男女共同参画推進員を除く。)の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立会人を除く。)の報酬の額は、知事等給与条例第4条第1項

除く。以下この項において同じ。)の額は、特別職給与条例第4条の規定にかかわらず、第7条の規定により職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「職員給与条例」という。)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける者のうちその職務の級が9級であるもの(次項において「9級職務者」という。)に特例期間において支給することとされる給与の額の例により知事が定める。

2 略

(委員会の委員等の報酬の額の特例)

第5条 特例期間における特別職給与条例別表の左欄に掲げる者(議会の議員、知事等、常勤の監査委員、専門委員、附属機関(鳥取県男女共同参画推進員を除く。)の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立会人を除く。)の報酬の額は、特別職給与条例第5

の規定にかかわらず、同表の右欄に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。

(教育長の給与の額の特例)

第6条 特例期間における教育長の給料月額、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)第2条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の4を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。

2 特例期間における教育長の期末手当の額は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

(教育長の給与の額の特例)

第6条 特例期間における教育長の給料月額、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)第2条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の6を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。

2 特例期間における教育長の期末手当の額は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の6を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(職員の給与の額の特例)

第 7 条 特例期間における職員給与条例第 3 条第 1 項各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員 (職員給与条例第 1 条の 2 に規定する短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。) の給料月額 (職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成 18 年鳥取県条例第 43 号) 附則第 7 条 (以下「改正附則第 7 条」という。) の規定により支給される給料の額を含む。以下同じ。) は、職員給与条例第 3 条第 1 項、第 4 条第 11 項及び第 4 条の 2 並びに改正附則第 7 条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額 (次項において「給料基礎額」という。) から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合 (以下「特定割合」という。) を乗じて得た額 (当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。

(1) 9 級職務者及び行政職給料表以外の給料表の適用を受け

(職員の給与の額の特例)

第 7 条 特例期間における職員給与条例第 3 条第 1 項各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員 (職員給与条例第 4 条の 2 に規定する短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。) の給料月額 (職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成 18 年鳥取県条例第 43 号) 附則第 7 条 (以下「改正附則第 7 条」という。) の規定により支給される給料の額を含む。以下同じ。) は、職員給与条例第 3 条第 1 項、第 4 条第 11 項及び第 4 条の 2 並びに改正附則第 7 条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額 (次項において「給料基礎額」という。) から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合 (以下「特定割合」という。) を乗じて得た額 (当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。

(1) 管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が最

る職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当

するもの 100分の4

(2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、

それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの 100分の2

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の3

2～6 略

(任期付研究員の給与の額の特例)

第8条 特例期間における任期付研究員の採用等に関する条例

(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」とい

う。)第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下

「任期付研究員」という。)の給料月額は、任期付研究員条例

第6条第1項、第2項及び第4項並びに改正附則第7条の規定

にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の

3を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、前条第2項第1

号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これ

も高いもの 100分の5

(2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、

それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの 100分の3

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の4

2～6 略

(任期付研究員の給与の額の特例)

第8条 特例期間における任期付研究員の採用等に関する条例

(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」とい

う。)第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下

「任期付研究員」という。)の給料月額は、任期付研究員条例

第6条第1項、第2項及び第4項並びに改正附則第7条の規定

にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の

4を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、前条第2項第1

号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これ

らの規定に定める額とする。

2 特例期間における任期付研究員の任期付研究員業績手当の額は、任期付研究員条例第6条第5項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。

3 特例期間における任期付研究員の地域手当の額は、職員給与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の3を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

4 特例期間における任期付研究員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

らの規定に定める額とする。

2 特例期間における任期付研究員の任期付研究員業績手当の額は、任期付研究員条例第6条第5項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。

3 特例期間における任期付研究員の地域手当の額は、職員給与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

4 特例期間における任期付研究員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(特定任期付職員の給与の額の特例)

第 9 条 特例期間における任期付職員の採用等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)

第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員 (以下「特定任期付職員」という。) の給料月額、任期付職員条例第 7 条第 1 項及び第 3 項並びに改正附則第 7 条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の 3を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第 7 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

2 特例期間における特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、任期付職員条例第 4 条第 4 項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の 3を乗じて得た額を減じた額とする。

3 特例期間における特定任期付職員の地域手当の額は、職員給

(特定任期付職員の給与の額の特例)

第 9 条 特例期間における任期付職員の採用等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)

第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員 (以下「特定任期付職員」という。) の給料月額、任期付職員条例第 7 条第 1 項及び第 3 項並びに改正附則第 7 条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の 4を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第 7 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

2 特例期間における特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、任期付職員条例第 4 条第 4 項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の 4を乗じて得た額を減じた額とする。

3 特例期間における特定任期付職員の地域手当の額は、職員給

与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の3を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

- 4 特例期間における特定任期付職員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

与条例第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、地域手当基礎額から地域手当基礎額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる地域手当の額は、地域手当基礎額とする。

- 4 特例期間における特定任期付職員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。